

一 般 競 争 入 札 の 心 得

入札書提出者（以下「提出者」）又は入札書代理提出者（以下「代理者」）は、以下の事項を十分理解し、慎重に入札書の作成等を行うこと。

1. 入札書及び入札積算内訳書について

- (1) 本事業団所定の様式により作成すること。ただし、入札積算内訳書において当様式に積算内訳を記載できない場合は、当様式を見本に任意様式を用いて提出すること。入札においては入札書と入札積算内訳書を提出するものとする。
- (2) 封筒に入れ、業務名を表書きすること。（封筒は各者の封筒）
- (3) 提出者又は代理者が持参すること。

2. 一般競争入札等について

- (1) 提出者が代理者（1名）をして入札書を提出させるときは、本事業団所定の様式による委任状を提出すること。この場合、入札書には委任状に示された代理者の使用印鑑を押印すること。
- (2) 当該競争入札に対する他の提出者等の代理をすることはできない。
- (3) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3. 入札金額について

- (1) 消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

4. 最低入札価格者について

- (1) 提出者等のうち予定価格以下で最低価格の者を最低入札者として決定する。
- (2) 最低入札者となるべき同価格の入札書を提出したものが2人以上あるときは、くじにより同者を決定する。
- (3) 最低入札者が決定したときは、その旨口頭により即時通告する。

5. 一般競争入札の無効について

- (1) 次に該当する入札は無効とする。
 - イ. 入札参加資格がない者がした入札
 - ロ. 入札書金額を訂正した入札
 - ハ. 入札に際し、不正の行為があったと認めるとき。

- ニ. 入札書記載の金額、氏名、印影、その他入札要件の記載が確認できないとき。
- ホ. 委任状の氏名、印影が確認できないとき、また、委任者誤り、押印漏れ等不備があったとき。
- ヘ. その他入札に関する条件に違反したとき。

6. その他

- (1) 最低入札価格者が決定するまで入札場所から退場することはできない。ただし、本事業団が指示を与えた場合はこの限りではない。
- (2) 入札開始時刻前に必ず入室すること（時間厳守）。後刻の入出は原則として許可しない。即ち、失格とするので留意すること。
- (3) 進行等については本事業団の指示に従うこと。
- (4) 事前説明会は実施しない。